

「欠席連絡票」について（お願い）

本校では、「学校感染症」・「定期試験」・「引き続き7日以上」の欠席となる場合に、病名や治癒及び出席の扱い等を確認するために、診断書(休養を要する期間のあるもの)の提出をお願いしております。また、別添の「欠席連絡票」を診断書に代えて提出していただく事もできます。大変お手数をおかけしますが、治癒もしくは感染の恐れがなくなり再登校する時に、学校への提出をよろしくお願いいたします（医療機関により、証明書料金が異なります）。

なお、下の表にある感染症疾患にかかった場合、学校保健安全法の規定により出席停止（登校してはいけない）となります。本人の治癒を図るばかりでなく他の生徒への感染を広げないためにも、医師の指示する期間は登校を控え、休養して下さい。なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いいたします。

- ①「病気等による欠席連絡票」
- ②「インフルエンザによる欠席連絡票」

※定期試験に欠席がかかる場合…②の用紙は使えません(医療機関の証明が必要なため)。
インフルエンザの場合も『「病気等による欠席連絡票」①の用紙』をお使い下さい。

★学校感染症の種類と出席停止の基準

	感 染 症 名 等	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、急性急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（黒いかさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症	病状などにより、医師の指示に従う
第3種	流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎、ウイルス性胃腸炎など）※、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症 等	

欠席連絡票はインフルエンザのみ②の用紙です（定期試験時以外）

※流行性嘔吐下痢症について

感染性胃腸炎、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス他）などのことです。細菌性のものもあります。主に嘔吐物や下痢から感染を広げるため、医師の指示に従い、症状がなくなるまでは休んで下さい。